

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う衛生管理に関する留意点

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日付けで5類感染症に移行することに伴い、県立学校における衛生管理上の基本的対応は次のとおりとする。次に記載のほか、詳細については、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」を参照すること。

●平時における感染症対策（衛生管理マニュアルP2～）

健康観察	<ul style="list-style-type: none"> 発熱や咽頭痛、咳等の<u>普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養することを周知・呼び掛け</u> 児童生徒の健康状態を継続的に把握（ただし、<u>毎日の健康観察票の記入・確認等は不要。</u>）
換気の確保	<ul style="list-style-type: none"> <u>気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて常時換気</u>（困難な場合はこまめに窓を全開）（機械換気がある場合は活用） 十分な換気が確保できない場合は、<u>サーキュレータや空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を検討</u>
手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none"> 外から教室に入る時やトイレの後、給食等の食事の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導
マスクの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒及び教職員のいずれにも、<u>マスクの着用は求めないこととする</u> マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導
清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> 一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つことが重要 <u>清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要</u>

●感染流行時における感染症対策（衛生管理マニュアルP7～）

マスクの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 地域や校内で感染が流行している場合は、<u>教職員がマスクを着用することや児童生徒に着用を促すことも考えられる</u>（その場合にも、着用を強いることのないようにすること）
活動場面に応じた感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> 地域や校内で感染が流行している場合は、「<u>感染リスクが比較的高い学習活動</u>」の実施に当たり、活動場面に応じて、一時的に <ul style="list-style-type: none"> ○「<u>近距離</u>」「<u>対面</u>」「<u>大声</u>」での発声や会話を控えること ○児童生徒の間に<u>触れ合わない程度の身体的距離を確保すること</u>等の対策を講じること

●感染状況に応じて機動的に講ずべき措置（衛生管理マニュアルP10～）

出席停止	<ul style="list-style-type: none"> 感染が判明した児童生徒に対しては、<u>出席停止（発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで）の措置^{※1}を講じつつ、ICTの活用等により、学習保障を行う</u> 保護者から<u>感染不安で休ませたいと相談のあった者等</u>について、<u>合理的な理由^{※2}と認められる場合には「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことも可能^{※3}</u> <p>※1 新型コロナウイルス感染症においては、示された出席停止の期間の短縮は想定されない</p>
------	--

	<p>※2 合理的な理由…同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合などが該当</p> <p>※3 その場合は、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入</p>
臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの保障の観点に留意しつつ、感染症拡大防止のために校長が必要と判断したときに実施 ・直近3日間の感染者が当該の学級において20%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日の学級閉鎖を実施 ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学年閉鎖を実施 ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施

●**感染症対策に当たって配慮すべき事項**（衛生管理マニュアルP15～）

心のケア	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の心身の健康状態等をきめ細かく把握し、教職員間で情報を共有するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、心理面・福祉面からの支援を管理職のリーダーシップのもと、チームとして組織的に行う ・教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること
重症化リスクの高い児童生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎疾患等があるなど重症化リスクの高い児童生徒については、必要に応じて、主治医の見解を保護者に確認し、登校を判断すること

その他の変更となる対応

- 濃厚接触者の特定やその行動制限はなくなることから、学校において濃厚接触者相当の者の調査は行わない。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種のための出欠席の扱いは、原則「欠席」扱いとする。
- ワクチン接種後の副反応疑いについては、これまでの対応を継続する。

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う副反応であるか不明であるが接種後に体調不良により欠席した場合は、保護者の申し出により、『症状があり罹患の疑いがある場合』と同等の扱いとし、学校保健安全法第19条による「出席停止」

接種後に体調不良により欠席した生徒が、医師により、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う副反応であると診断された場合は、保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止等）